

提出書類について

＜添付書類＞ 次の表をご確認のうえ、必要書類を添付して提出してください。

	対象世帯	必要な書類	必要枚数
①	全世帯 (※下記「提出書類①」参照)	保育を必要とする証明書類（就労証明書など、父母それぞれ1部） ※下記「提出書類①」参照	世帯につき1部ずつ (認定を受けている児童が複数いる場合も1部で可)
②	該当する世帯 (※下記「提出書類②」参照)	その他該当する世帯のみ必要な書類 ※下記「提出書類②」参照	

※ オンライン申請では、紙媒体での提出は不要です。(①②はスマートフォンなどで撮影した各種証明書のデータを申請画面内へ添付)

※ 幼稚園、認可外保育施設、ファミリー・サポート・センターを利用する兄弟姉妹がいる方で、その兄弟姉妹が「現況届出書」の提出を求められている場合でも、オンライン申請を1回行っていただければそれで問題ありません。

提出書類①「保育を必要とする証明書類」について

※ 全世帯の父母それぞれ、下記の表で該当する書類の提出をお願いします。今年度4月以降に該当する書類を提出しており、その内容から変更がない場合は、提出を省略できます。

※ 「就労証明書」を2部同封していますが、「就労証明書」以外の書類を提出する必要がある場合は、お手数ですが所定様式を各保育施設(園)または保育・幼稚園課窓口にてお受け取りになるか、名護市ホームページからダウンロードのうえ、**記入・添付**してください。

※ 「(様式有)」と記載されているものは、名護市の所定様式がありますので、ご注意ください。

保育を必要とする事由	必要な提出書類	保育の有効期間
ア.就労(育休・病休中を含む。)	①就労証明書(様式有) ※月64時間以上の恒常的な労働を行っていること。 ※様式にある注意事項をお読みください	雇用期間内
イ.自営業の場合	下記①、該当者は②も提出 ①就労証明書(様式有) ②その他書類 新規で自営業、農業等を始めた方は、税務署発行の「開廃業届出書」、農業委員会発行の「農業従事者資格証明書」等。および収入申告していない方は、 直近3ヶ月の収支内訳書等の収入がわかるもの。	
ウ.求職活動中または起業準備中の場合	下記①～③すべて提出 ①就労誓約書(様式有) ②ハローワーク受付票(写し) ③離職票又は雇用保険受給者証(写し) ※起業準備の場合は、準備活動を証明する書類の提出が必要です。	90日間 期間内に就労証明書等の提出がなかった場合は、原則保育施設等の利用終了(退園)となります。 年度内に再び求職となった場合は、1か月(通算4か月)の求職期間となります。
エ.妊娠・出産	①親子健康手帳(母子手帳)の写し ※表紙および出産予定日が記載されているページ	妊娠中から産後5か月まで

オ.疾病・障がい等	【疾病】①<u>診断書（世帯員用）</u>（様式有） 【心身障がい】下記の①と②両方提出 ①<u>障がい状況等申告書</u>（様式有） ②<u>障がい者手帳等</u>（写し）または<u>診断書（世帯員用）</u>（様式有） ※診断書は医療機関発行から３ヶ月以内のもの	<u>入院期間等疾病・障がいの状況による</u>
カ.親族等の介護・看護	下記の①と②両方提出 ①<u>介護・看護状況申告書</u>（様式有） ②<u>介護・看護を受けている者の診断書（被介護者・看護者用）</u>（様式有）または<u>各種手帳等の写し</u> ※診断書は医療機関発行から３ヶ月以内のもの ※１か月あたり６４時間以上介護又は看護することを常態としていること	<u>被介護者・被看護者の状態等の状況による</u>
キ.就学（職業訓練校を含む） ※学校等の教育施設に在学、または、職業訓練校渡等での職業訓練等を受けていること。	下記の①と②両方提出 ①<u>在学証明書</u>（様式有） ※保育・幼稚園課様式または学校が発行するもの ②<u>カリキュラム</u>（時間割表）など就学時間がわかるもの ※①にて時間割の記載がある場合は②は不要 ※１か月あたり６４時間就学、または訓練を受けていることを常態としていること	<u>就学実施期間終了まで</u> ※状況確認は、年度に１回程度行います。 ※年度途中で就学実施期間が終了する場合は、その後の保育を必要とする証明を提出してください。
ク.育児休業中の継続通所 ※２歳未満の育休対象児の家庭保育を行うため、既に保育を利用している児童の在園を認める理由です。	①<u>就労証明書</u>（様式有） ※育児休業の期間が記載されていること。 ※様式にある注意事項をお読みください	<u>育児休業対象児が２歳に達する月または保育利用開始月の翌月まで</u> ※育休対象児が保育の利用開始となった場合は、利用開始月の翌月中の職場復帰が必要です。
ケ.みなし育休中の継続通所 ※２歳未満の児童の家庭保育を行うため、既に保育を利用している児童の在園を認める理由です。	①<u>親子健康手帳（母子手帳）</u>の写し ※表紙および出生届出済の証明が記載されているページ」	<u>産後６か月目から対象児が２歳に達する月または保育利用開始月の翌月まで</u> ※対象児が保育の利用開始となった場合は、利用開始月の翌月中の職場復帰など保育を必要とする事由が必要です。
コ.その他 ※社会的擁護を必要とする場合や災害復旧活動を行っているなど、上記の事情に類する状態であり、家庭保育ができないと認められる場合。	① <u>状況を証明する書類</u>	<u>※市長が認める期間</u>

提出書類②「その他該当する世帯のみ必要な書類」について

※ 下記①～①に該当する世帯のみ提出が必要です。該当する書類を世帯で１部ずつ提出をお願いします。

※ 今年度４月以降に該当する書類を提出していて、その内容から変更がない場合は、提出を省略できます。

対象者	提出必要書類
①生活保護世帯	①受給者であることを証明する資料 ※世帯全員の氏名が記載されたもの ※生活支援課で発行できます。 ※受給の停止または廃止となり、今年度、届出していない場合も必要です。
②中国残留邦人等及び特定配偶者の支援給付受給世帯	
③ひとり親世帯	①令和５年度児童扶養手当受給者証の写し（児童扶養手当を受給していない場合は③） ②健康保険証の写し（保護者及び児童の分） ③戸籍謄本または児童扶養手当の受給資格がわかる書類（児童扶養手当認定通知書など） ----- 上記にかかわらず、離婚後に保育・幼稚園課に届出していない場合は戸籍謄本（離婚日記載のもの）の提出が必要です。

④保護者の結婚・事実婚があった世帯 (保育・幼稚園課に届出していない世帯)	①戸籍謄本(婚姻日記載のもの、事実婚の場合は不要) ②婚姻または事実婚相手の就労証明書など保育を必要とする証明書類(上記提出書類②参照)
⑤在園児で障がいのある子どもがいる世帯(認可保育所、認定こども園(2・3号)、小規模保育事業所のみ)	①今年度受診した「診断書及び意見書」(様式有) ※「診断書及び意見書」の提出期限については、受診の予約の都合もあるため、後日提出可能です。 ②下記のうち、該当する手帳等の写し(交付されていない場合不要) 特別児童扶養手当の受給者証、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、国民年金の障害基礎年金の年金証書
⑥ ⑤以外に同居人に障がい者(児)がいる世帯	①下記のうち、該当する手帳等の写し 特別児童扶養手当の受給者証、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、国民年金の障害基礎年金の年金証書
⑦保護者のいずれか・兄弟姉妹が、名護市に住民登録がない世帯	①市外に在住する保護者・兄弟姉妹の住民票謄本
⑧保護者のいずれかが ・米軍人など日本国内で税申告がなかった場合 ・国外で収入があった場合	2023年1月から12月の収入がわかる書類(W-2(2023)など)
⑨税の修正申告を行なって間もない保護者、または令和6年度の税申告が遅れた保護者がいる世帯	①税務課にて発行の半券(写)または確定申告(税務署)の控え(写)
⑩里親世帯	児童委託証明書など
⑪マイナンバー未提出の世帯	①マイナンバー(個人番号)届出書 ②「マイナンバーカードの写し」または「マイナンバー通知カード」＋「免許証等身分証明書の写し」 ③委任状(任意代理人が提出する場合)

注意事項

- ※ 申請内容に不備がある場合は、電話にて不備内容をご連絡いたしますので、再提出フォームから提出をお願いいたします。入力漏れ、添付漏れなどが無いか再度ご確認ください。
- ※ 世帯状況に変更があったにもかかわらず届出をしていない場合や、申請内容、各証明書類等に虚偽がある場合は、認定が取り消され、保育の実施解除(＝退園)および子ども・子育て支援法第12条に基づき保育給付の額に相当する金額の全部または一部を徴収する場合があります。

Q1.現況届の提出はなぜ必要なのですか？

A1.子ども・子育て支援制度では、名護市から認定を受けて幼稚園・認可保育施設等を利用している世帯や、認可外保育施設等・預かり保育・ファミサポを無償で利用している世帯を対象に、世帯状況に変更が無い、保育を必要とする事由（就労等）に該当しているかなどを確認する必要があるため、現況届の提出が必要となります。

Q2. 保育を必要とする事由に関する各種証明書類(就労証明書等、診断書等)を市へ提出したばかりですが、あらためて提出する必要がありますか？

A2.令和6年4月1日以降に必要書類を提出している方については、原則再提出は不要ですが、その内容から変更があった場合は、再提出が必要です。（現況届出書は、全世帯提出が必要です。オンライン申請対象の場合は不要です。）

例1. 事由が「就労」の場合

- ①就労証明書提出後に勤務内容（職場、勤務時間、勤務日数等）に変更があった方。
- ②採用「予定」で就労証明書提出後、採用日以降に証明された就労証明書が未提出の方。
- ③育児休暇等からの復職した就労証明書が未提出の方（証明日が復帰前に記載されている場合を含む）。
- ④雇用期間の更新があった方。 など

例2. 事由が「就労以外」の場合

- ①入学「予定」で在学証明書提出後に、入学日以降に証明された在学証明書が未提出の方。
- ②在学期間、求職期間が令和6年7月1日時点で切れている方。
- ③通院状況や介護状況（時間、日数等）に変更があった方。
- ④資料提出後に妊娠した方又は産休・育休を取得した方。 など

※お手元の封筒には提出不要の有無に関わらず、就労証明書を同封しています。再提出が必要か不明な場合は、お手数ですが、名護市保育・幼稚園課 保育係窓口か電話にてご確認ください。

Q3.現況届や各種書類を提出しなかった場合は、どうなりますか？

A3. 現況届や各種書類の提出がない場合や、届出内容に虚偽があった場合は、認定が取り消され、幼稚園・認可保育施設等の利用ができなくなったり、認可外保育施設等・預かり保育・ファミサポを無償で利用している方が有償になる場合があります。

Q4.保育を必要とする事由に該当しない、または提出できる書類が何もない場合はどうなりますか？

A4.幼稚園・認定こども園の教育部分のみを利用（1号認定）している場合は、保育を必要とする事由がなくても問題ありません。

それ以外の方で、保育を必要とする事由がない、または確認できない場合は、提出しなかった場合と同様に、認定が取り消され、幼稚園・認可保育施設等の利用ができなくなったり、認可外保育施設等・預かり保育・ファミサポを無償で利用している方が有償になる場合があります。仕事を辞めた場合など状況が変更になった場合は、すぐに名護市保育・幼稚園課にご連絡・ご相談をお願いします。

Q5.就労証明書以外の所定様式は、どこで取得すればいいですか？

A5.同封している様式は、就労証明書のみです。就労証明書以外の所定様式は、各施設(園)または保育・幼稚園課の窓口にてお受け取りいただくか、名護市ホームページからダウンロードのうえ記入・提出ください。（URL、QRコードはウラ面参照）

Q6.兄弟姉妹ごとに現況届や各種証明書類の資料が必要ですか？

A6. 現況届や各種証明書類は、世帯で1部の提出をお願いします。兄弟姉妹で利用する施設・事業等が異なる場合でも、同じ書類を複数提出していただく必要はありません。

Q7.各種書類は準備できたものから提出しても良いのでしょうか？

A7.どの書類を提出して、どの書類を提出していないかの把握が難しくなりますので、提出すべき書類のすべてを提出できない場合は、受付することができません。受付期間に間に合うよう、すべての書類の準備を早めに行っていただきますようお願いします。

Q8.現況届で各種書類を提出した場合は、しばらく書類の提出は必要ありませんか？

A8.現況届は基本的に年1回の確認ですが、内容に変更がある場合は、その都度、書類の提出が必要です。
(例) 就労(復帰)予定者の就労確認、新規就労者の継続雇用確認、雇用期間の更新確認、妊娠・出産後の事由確認、求職後の事由確認、療養中の状況確認、自営業者の収支内訳・給与明細の確認など。

Q9.同居親族に18歳以上60歳未満の親族がいます。現況届の際に同居親族の書類も必要ですか？

A9.現況届では基本的に保護者及び児童の状況確認になる為、同居親族の保育の事由に関する証明書は不要です。ただし、認可保育所等について、これから異動の申込や新規利用申込をしようとする児童がいる場合は、利用調整のポイントや階層認定に影響がある場合があるため、申込の際、提出が必要です。

Q10.世帯分離している親族(祖父母等)がいますが、記入の必要はありますか？

A10.幼児教育・保育の制度では、同住所地・同家屋に住んでいる場合、世帯分離をしていても、同世帯とみなします。生計が別であることが確認できる資料(水道・光熱費の書類等)がない場合は、ご記入ください。

Q11.現況届以降の手続きは何かありますか？

A11.認可保育所等を利用している子どもについては、11月頃に次年度の異動希望の申込や世帯状況変更届の案内を行なう予定です。日時や手続きに必要な書類については、施設(園)を通して行う予定です。

Q12.その他現況届の提出と同時にやるべき手続きはありますか？

A12.認可保育所等を利用している子どもについて、異動の申込をしているが、現在異動の意思がない場合は、異動届の取り下げの手続きをお願いします。また、異動の申込をしているが、同居人の就労証明書等を提出していないなどの理由により、減点となっている世帯について、追加で就労証明書等を提出することで、減点を取消することができます。

他に、ご不明な点がありましたら、保育・幼稚園課窓口または下記連絡先にお問い合わせください。

※状況を聴取した後、確認に時間を要する場合があります。ご了承ください。

名護市HP:QRコード↓

各種所定様式のダウンロード先 → 名護市HP

URL: <http://www.city.nago.okinawa.jp/kurashi/2018071700369/>

【問合せ先】

名護市 こども家庭部 保育・幼稚園課 保育係

☎0980-53-1212 (内線 122)



令和6年度現況届 認定ごとの提出書類一覧(○=必要、×=不要)

令和6年度現況届 認定ごとの提出書類一覧(○＝必要、×＝不要)		※R5年度から電子申請開始					
書類の種類		認定区分	公立幼稚園・認定こども園(1号)	認可保育所・認定こども園(2・3号)・ 小規模保育事業所	預かり保育(公立幼稚園・認定こども園・アミークス幼稚園)・市内外認可外(3～5歳クラス)	預かり保育(公立幼稚園・認定こども園・アミークス幼稚園)・市内外認可外(0～2歳クラス非課税世帯)	未移行幼稚園(うみのほし)
		ア. 教育・保育給付認定1号	ウ. 教育・保育給付認定2・3号	ウ. 教育・保育給付認定2・3号(豊明) または エ. 施設等利用給付認定2号	ウ. 教育・保育給付認定2・3号(豊明) または エ. 施設等利用給付認定3号 または オ. 教育・保育給付認定2・3号(幼保用)	イ. 施設等利用給付認定1号 エ. 施設等利用給付認定2・3号	
現況届出書		○	×	○	○	○	
保育を必要とする証明書類		×	○	○	○	○	
生活保護・中国残留給付受給世帯	受給者証	○	○	×	○	○ (預かり無償化対象のみ)	
	児扶証書	○(受給者必須)	○(受給者必須)	○(いずれか)	○(受給者必須)	○	
	健康保険証	○	○	○	○	○(受給者必須)	
	戸籍謄本または児童扶養手当受給資格がわかる書類	○(児扶未受給)	○(児扶未受給)	○(いずれか)	○(児扶未受給)	○	
ひとり親世帯	戸籍謄本(事実婚は不要)	○	○	○	○	○(児扶未受給)	
	相手方の保育必要性の確認書類	×	○	○	○	○	
結婚・事実婚後、届出してない世帯	診断書	×	○	×	×	○	
	手帳等	○	○	×	×	×	
定期的な医療機関等の利用在園児(特別支援希望)	手帳等	○	○	×	×	×	
同居世帯に障がい者	手帳等	○	○	×	×	×	
保護者市外在住	保護者の住民票謄本	○	○	○(市内外認可外施設は不要)		×	
生計同一の兄弟姉妹が市外在住	兄弟姉妹の住民票謄本	○	○	×	×	○	
保護者がR5/1/1に市外在住	所得課税証明書	×	×	×	○	○	
保護者が税未申告	申告済確認の半券	○	○	×	○	×	
里親	里親であることを証明する書類	○	○	○	○	○	
マイナンバー未提出	マイナンバー届出書	○	○	○	○ (幼保及び企業主導型を除く)	○	
副食費給付金交付認定申請書兼食材料費助成金交付認定申請書		×	×	×	×	○ (オンライン申請対象の兄弟姉妹がいる場合は不要)	

※ 令和6年4月1日以降に保育・幼稚園課に提出された書類は、省略可能
※ 兄弟がいる世帯で認定が異なる場合は、書類の種類が多い方で提出してください